

今治市地域福祉計画策定のための 市民アンケート調査票

◆アンケートのご協力をお願い◆

平素より市政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

本市では、「第1期今治市地域福祉計画（平成22年3月策定）」の基本理念である『つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち』を引き継ぎ、平成28年3月に「第2期今治市地域福祉計画」を策定し、子どもから高齢者まで全ての人々がお互いに支え合い・助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会づくりに取り組んでいます。

平成30年4月には社会福祉法が改正され、地域福祉計画が地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉関連計画の上位計画と位置付けられ、それぞれの計画をつなぎ、住民の生活支援を目指す計画の策定が求められました。

この度、令和3年度を初年度とする「第3期今治市地域福祉計画」の策定にあたり、市民の皆様の日常生活における課題や地域での支え合いに関する考え方などについてご意見をお聞きし、計画づくりの基礎資料とするためにアンケート調査を実施します。

このアンケートは、令和2年1月1日現在で18歳以上の市民の皆様の中から無作為に3,000人の方を選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。このアンケート調査結果は、上記の目的以外に利用することは一切ありません。

誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年1月

今治市長 菅 良二

◆ ご記入にあたってのお願い ◆

- この調査は、個人を対象としていますので、封筒の宛名の方がご記入ください。
(ご本人が病気などのためご自身で記入できない場合は、ご家族の方がご本人の意見に基づいてご記入ください。)
- 回答は、それぞれの問いについて、お考えに近い答えの番号に○印をつけてください。
また、「その他」を選ばれた場合は、()内に具体的な内容をお書きください。
- ご記入いただいたアンケートは同封の返信用封筒に入れ、1月24日(金)までにご投函ください。(切手は不要です)

【お問い合わせ先】

今治市 健康福祉部 福祉政策課

電話：0898-36-1525（直通） F A X：0898-25-3757

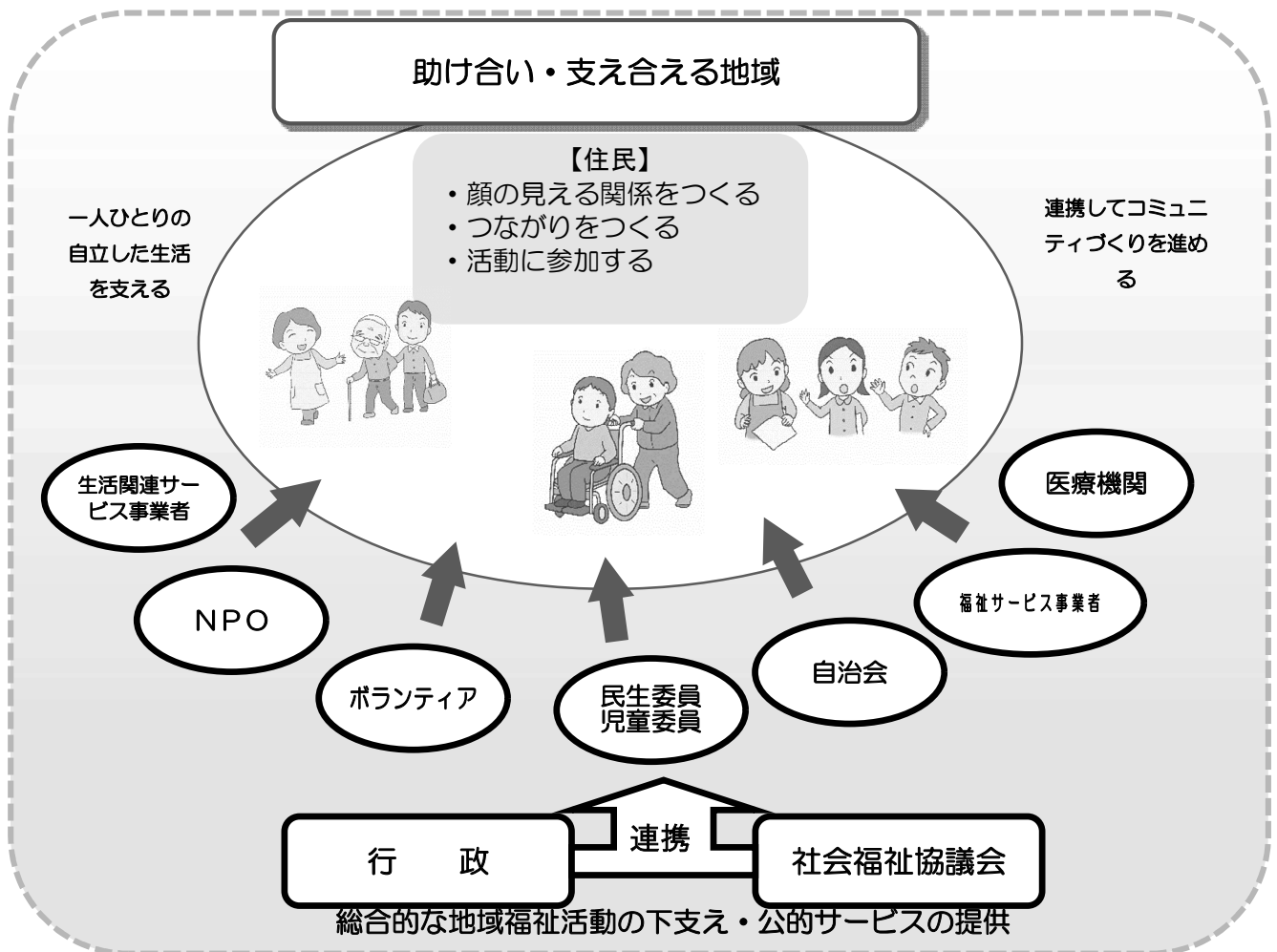
地域福祉とは

私たちが暮らしている地域には、さまざまな年齢や価値観、ライフスタイルの人が住んでおり、高齢者の生活不安や介護の問題、障がい者の自立や社会参加問題、子育ての不安など、個人が抱える問題はその人によって違い、複雑化・多様化してきています。

また、急速に進展する少子高齢化や人口減少社会の到来、異常気象による風水害や震災の発生などにより、地域の絆や人と人とのつながりの大切さを改めて認識させられるとともに、引きこもりなどの社会的孤立、虐待や権利擁護の問題など地域における新たな生活課題も表面化しつつあります。

地域福祉とは、そのような課題に対して、地域のみinnで支え合い、助け合って解決を図り、支援する人も支援を必要とする人も、「このまちに住んでよかった」と実感できるような社会を実現するための取組です。

■地域福祉における担い手と役割のイメージ



地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき市町村が定める計画であり、地域住民が主体となり、NPO、ボランティア団体、事業者、社会福祉協議会、行政などが力をあわせて、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す計画です。計画の策定にあたっては、地域福祉の推進主体である地域住民の声を反映し策定します。

⑦-1 ⑦で1～2を選択された方にお伺いします。

どのような点で住み続けたいと思いますか。

【〇は3つまで】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 自分の土地や家がある | 2. 近くに家族、親族がいる |
| 3. 近くに友人、知人がいる | 4. 近所との関係が良い |
| 5. 買い物や交通の便が良い | 6. 働く場（職場）がある |
| 7. 子育てや教育環境が整っている | 8. 福祉、医療などのサービスが整っている |
| 9. 気候、風土、自然環境が気に入っている | 10. 文化、スポーツなどの環境が整っている |
| 11. その他（ | ） |

⑦-2 ⑦で3を選択された方にお伺いします。

どのような点で住み続けたくないと思いますか。

【〇は3つまで】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 地域の慣習、文化になじめない | 2. 楽しめる場所がない |
| 3. 近くに友人、知人がいない | 4. 近所との関係が良くない |
| 5. 買い物や交通の便が悪い | 6. 働く場（職場）がない |
| 7. 子育てや教育環境が整っていない | 8. 福祉、医療などのサービスが整っていない |
| 9. 気候、風土、自然環境が気に入らない | |
| 10. その他（ | ） |

⑧ あなたは日常生活に関することで、困ったり不安に感じていることがありますか。

（【ア】～【シ】のそれぞれについて、1～3から1つだけ選んでください。）

	現在、困っている	将来は不安がある	特に困ったり不安は感じていない
【ア】 日常の買い物	1	2	3
【イ】 近所付き合い	1	2	3
【ウ】 自分や家族の介護	1	2	3
【エ】 子育てや子どもの教育	1	2	3
【オ】 日常の外出・通院	1	2	3
【カ】 話し相手や相談相手	1	2	3
【キ】 災害時の避難支援	1	2	3
【ク】 地域の治安	1	2	3
【ケ】 健康状態	1	2	3
【コ】 経済的な状況	1	2	3
【サ】 就労や雇用の状況	1	2	3
【シ】 お金の管理や契約などの判断	1	2	3

福祉について

問2 あなたは、「福祉」に関心がありますか。

【1つだけに○】

1. とても関心がある
2. ある程度関心がある
3. あまり関心がない
4. 全く関心がない

問3 「福祉」について理解を深めるためには、どのような機会が必要であると思いますか。

【○は3つまで】

1. 福祉の制度、サービス、理念や考え方を学習すること
2. 介護体験や介護を必要とする人の疑似体験などをすること
3. 介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること
4. 手話や点字、介護方法などの技術を習得すること
5. 地域で福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること
6. 特に必要なことはない
7. その他 ()

地域や隣人とのかかわりについて

問4 あなたは、日頃どれくらい近所付き合いをしていますか。

【1つだけに○】

1. 毎日いろいろなことを話し合う
2. 毎日あいさつはするが、会話はしない
3. ごくたまにあいさつを交わす程度
4. 近所付き合いがない

問5 もし日常生活が不自由になった場合、近所の人に手助けしてほしいと思うことは何ですか。

【あてはまるものすべてに○】

1. 安否確認の声かけ
2. 買い物やゴミ出し
3. 家事の手伝い
4. 外出時の補助
5. 子どもの預かり
6. 相談相手
7. 災害時の避難支援
8. 特にない
9. その他 ()

問6 もし近くで困っている世帯があった場合、あなたが手助けを行えることは何ですか。

【あてはまるものすべてに○】

1. 安否確認の声かけ
2. 買い物やゴミ出し
3. 家事の手伝い
4. 外出時の補助
5. 子どもの預かり
6. 相談相手
7. 災害時の避難支援
8. 特にない
9. その他 ()

福祉サービスについて

問9 現在、国、県、市が提供している福祉サービスについて、あなたの考えに近いものはどれですか
【1つだけに○】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 充実している | 2. どちらかと言えば充実している |
| 3. どちらかと言えば充実していない | } 問9-1へ |
| 4. 充実していない | |
| 5. その他 () | |

問9-1 問9で3～4に○をつけた方にお伺いします。

どの分野で充実していないと思いますか。

【あてはまるものすべてに○】

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 高齢者に対する福祉 | 2. 障がい者に対する福祉 |
| 3. 児童福祉、子育て支援 | 4. 生活困窮者に対する福祉 |
| 5. その他 () | |

問10 援助を必要とする方が、適切に福祉サービスを利用できるようにするために、何を優先させる必要があると思いますか。
【○は3つまで】

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1. 福祉サービスに関する情報提供 | 2. 福祉サービスに関する苦情相談窓口 |
| 3. 地域住民のボランティア活動 | 4. 福祉施設（施設数や整備）の充実 |
| 5. その人に必要な福祉サービスの選択や利用支援をしてくれる窓口 | |
| 6. 福祉サービスに従事する人の確保 | |
| 7. 福祉サービス提供に従事する人の技術・知識の向上 | |
| 8. 福祉サービスの質に関する客観的な評価制度 | |
| 9. その他 () | |

問11 つながりと支え合いのある安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す上で、住民が取り組む必要があることは何だと思いますか。
【○は3つまで】

- | |
|---|
| 1. 近隣住民と日常的な対話や交流を広げる |
| 2. 高齢者や障がい者と子ども・若い人たちとの交流を広げる |
| 3. 自治会が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防災・防犯などの問題に取り組む |
| 4. 身近な地域で住民の暮らしや福祉について懇談する機会をつくる・増やす |
| 5. 地域で取り組まれている活動の交流や意見交換会を開催する |
| 6. 民生児童委員やボランティアとの協力・連携を広げる |
| 7. ボランティア活動・地域福祉活動への参加をもっと増やす |
| 8. 特になし |
| 9. その他 () |

社会問題について

問12 あなたは次のような社会問題について、どのようなことが重要であると思いますか。

【各設問それぞれ1つだけに○】

項 目	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1. 障がいのある人とない人が、共に生きるため、社会の中にあるバリアを取り除くこと	1	2	3	4
2. 生活保護を受けている人に対する偏見や差別を取り除くこと	1	2	3	4
3. ひとり親家庭の自立を支援するための地域のつながり	1	2	3	4
4. ドメスティックバイオレンス被害を防ぐための地域のつながり	1	2	3	4
5. ひきこもりやニートの問題を社会全体で考えていくこと	1	2	3	4
6. 地域の防犯対策	1	2	3	4
7. 災害時における支援体制	1	2	3	4
8. 認知症の人やその家族を支えるための地域のつながり	1	2	3	4
9. ホームレスの問題を社会全体で考えていくこと	1	2	3	4
10. 高齢者・児童・障がい者等の虐待を防ぐための地域のつながり ※1	1	2	3	4
11. 成年後見制度の周知 ※2	1	2	3	4
12. 再犯防止のための支援※3	1	2	3	4

※1 高齢者・児童・障がい者等の虐待について

高齢者、児童、障がい者といった、社会的弱者は虐待を受けやすい状況にあり、虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。

※2 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで物事を判断する能力が十分でない方の権利や財産を守るとともに、その方の意思を尊重してその人らしい生活が送れるよう支援する制度で

※3 再犯の防止について

再犯による新たな被害を防ぎ、安全で安心な社会を実現するために、刑務所などを出所した人が再び罪を犯すことのないよう、また円滑に社会復帰できるよう支援することを目的として、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されています。

